

固定式さし網漁業の許可について

令和8年3月23日

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定及び香川県漁業調整規則（令和2年香川県規則第61号）第11条第1項の規定に基づき、同規則第4条第1項第8号で定める固定式さし網漁業につき、その許可又は起業を認可すべき船舶の数その他の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

1 固定式さし網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の数	漁業を営む者の資格
沖建網漁業	こち・げた：高松市（牟礼町、庵治町を除く）・香川県地先海面 にべ：別紙のとおり	こち・げた：4月1日から10月31日まで、 にべ：12月1日から1月31日まで	1	高松市瀬戸内に漁業の根拠地を有する者

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年3月23日～同年3月29日

(3) 備考

- ア この公示に係る許可の有効期間は、許可日から令和10年1月31日までとする。
- イ この公示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。
 - (ア) 漁業権漁場では、その漁業の妨害をしてはならない。
 - (イ) 12月1日から1月31日までの操業については下記のとおり
 - (イ-1) 日没から日の出までは操業してはならない。
 - (イ-2) にべ以外の魚種を目的として操業してはならない。
 - (イ-3) 使用漁具は浮子方全長250メートル以内、網の高さ1メートル以内、網の目合い9センチメートル以上のもの1統のこと。
 - (イ-4) 関係漁協又は関係漁業者との協定事項は厳守すること。
 - (イ-5) 県の指示する標旗を掲げなければ操業してはならない。
 - (イ-6) 航路内では航行する船舶の妨害をしてはならない。
 - (ウ) 前各項に違反したときは、この許可を取り消すことがある。
 - (エ) 漁業調整上必要があるときは、更に条件を追加することがある。

二へへ中交差区画 (12月1日～1月31日) 東の採算区画

- 基点
 A カナワ岩灯台 B 長崎草 C 聖島寺 D 男木島小橋
 E 男木島東橋 F 男木島西橋 G 女木島北堤線 H 女木島東堤
 I 大崎山頂 J 徳島新戸東堤線 3号灯浮標 K 小橋島頂
 L 大崎山頂 J 徳島新戸東堤線 M 徳島東岸橋 N 相島北堤
 O 徳島ジカタの南橋 (オカメノ鼻の管付橋) P ダーダカ島
 Q 徳島新戸東堤線 4号灯浮標 R 礼田崎

東の採算区画

- 点 イ RE見通し延長線とON見通し延長線との交差点
 ロ HE見通し延長線とJD見通し延長線との交差点
 ハ BP見通し線とJD見通し延長線との交差点
 ニ BP見通し線とDR見通し線との交差点
 ホ DQ見通し線とIニ見通し線との交差点
 ヘ DQ見通し線とON見通し延長線との交差点

採算区画 イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホヘ、ヘイの6箇線によって囲まれた区画

西2の採算区画

- 点 ト DQ見通し線とKJ見通し延長線との交差点
 ホ DQ見通し線とIニ見通し線との交差点
 チ GF見通し延長線とIニ見通し線との交差点
 リ GF見通し延長線とKJ見通し延長線との交差点

採算区画 トホ、ホチ、チリ、リトの4箇線によって囲まれた区画

西1の採算区画

- 点 ス GF見通し延長線とLM見通し延長線との交差点
 ル GF見通し延長線とJQ見通し線との交差点
 ラ CF見通し延長線とJQ見通し線との交差点
 ワ CF見通し延長線とAD見通し線との交差点

採算区画 スル、ルラ、ラワ、ワの4箇線によって囲まれた区画

東の採算区画における最多採算区画は8区とする。

西1、西2の採算区画における合計最多採算区画は8区とする。

